

# 宮城県内部統制システム推進要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県の事務事業において公正で適切な職務の執行を確保し、組織的かつ効果的に内部統制機能を充実させる取組（以下「内部統制システム」という。）の実施に必要な基本事項を定めることにより、適正な行政運営を確保し、もって県民の県政への信頼性を高めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、次に掲げる組織が行う事務事業とする。ただし、第1号を除く各号の事務事業は、財務事務、その他知事の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する事務に限るものとする。

- (1) 行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）に規定する本庁の各部、出納局及び地方機関
- (2) 企業局組織規程（昭和49年宮城県企業局管理規程第1号）に規定する本局及び地方機関
- (3) 宮城県議会事務局処務規程（昭和51年宮城県議会訓令甲第1号）に規定する事務局
- (4) 宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）に規定する本庁、地方機関及び教育機関
- (5) 人事委員会事務局組織規則（昭和50年宮城県人事委員会規則2-3）に規定する事務局
- (6) 宮城県監査委員事務局処務規程（昭和58年宮城県監査委員訓令第1号）に規定する事務局
- (7) 宮城県労働委員会事務局処務規程（昭和60年宮城県訓令甲第1号）に規定する事務局
- (8) 宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号）に規定する警察本部及び警察署

## (基本理念等)

第3条 内部統制システムの基本理念及び基本方針は、宮城県内部統制基本方針に定めるものとする。

## (内部統制推進部局及び内部統制評価部局)

第4条 内部統制システムの整備及び運用を全庁的に推進する役割を担う内部統制推進部局（以下「推進部局」という。）を置く。

- 2 内部統制システムの整備状況及び運用状況について独立的評価を行い、内部統制評価報告書を作成する役割を担う内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）を置く。

## (推進部局)

第5条 推進部局として、宮城県内部統制システム推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について審議決定し、その実施を推進する。
  - (1) 基本方針の決定に関すること。
  - (2) 宮城県内部統制システム推進要綱の制定に関すること。
  - (3) 内部統制実施報告書に関すること。
  - (4) その他内部統制システムの推進に関する事項のうち、特に重要なものに関すること。
- 3 推進会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 4 推進会議の会議は、知事が招集し、その議長となる。
- 5 副知事は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 6 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 推進会議の事務局は、総務部行政経営推進課，総務部財政課，総務部管財課及び出納局会計課に置き、事務局のとりまとめは出納局会計課が行う。

(幹事会)

第6条 推進会議に、第1条に定める基本事項を調査検討するため、内部統制システム推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 内部統制システムについての情報の収集及び共有に関すること。
  - (2) 行動計画の策定に関すること。
  - (3) 内部統制の実施に係る業務レベルの部局リスクに関すること。
  - (4) 宮城県内部統制システム推進要綱の改正に関すること（軽微な変更に限る。）。
  - (5) その他内部統制システムを推進するために必要な事項に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(部会及びワーキンググループ)

第7条 幹事会には、特定の事項を検討させるための部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営等については、幹事長が別に定める。
- 3 幹事会には、特定の事項を調査検討するため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。
- 4 ワーキンググループの設置及び運営等については、幹事長が別に定める。

(評価部局)

第8条 評価部局は、総務部行政経営推進課とする。

- 2 評価部局は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 内部統制システムに対する評価に関すること。
  - (2) 内部統制評価報告書に関すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、内部統制システムの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

区 分	職 名
構 成 員	知事 副知事 教育長 公営企業管理者 総務部長 復興・危機管理部長 企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 会計管理者 議会事務局長 警察本部長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 労働委員会事務局長

別表 2 (第 6 条関係)

区 分	職 名
幹 事 長	総務部副部長 (行政経営推進課を担当する者)
副 幹 事 長	出納局副局長
幹 事	総務部人事課長 総務部行政経営推進課長 総務部財政課長 総務部管財課長 復興・危機管理部復興・危機管理総務課長 企画部企画総務課長 環境生活部環境 生活総務課長 保健福祉部保健福祉総務課長 経済商工観光部経済商工観光総務 課長 農政部農政総務課長 水産林政部水産林政総務課長 土木部土木総務課長 出納局会計課長 企業局公営事業課長 議会事務局総務課長 教育庁総務課長 警察本部会計課長 人事委員会事務局総務課長 監査委員事務局総務課長 労働 委員会事務局審査調整課長